

水害に強い地域づくりおよび浸水警戒区域に関する概要説明

- ①水害に強い地域づくりの取組地区（重点地区）の考え方
- ②水害に強い地域づくりの取組フロー
- ③流域治水条例に係る浸水警戒区域の規定
- ④浸水警戒区域の範囲の設定方法の考え方
- ⑤想定浸水位の設定手順

水害に強い地域づくりの取組地区(重点地区)の考え方

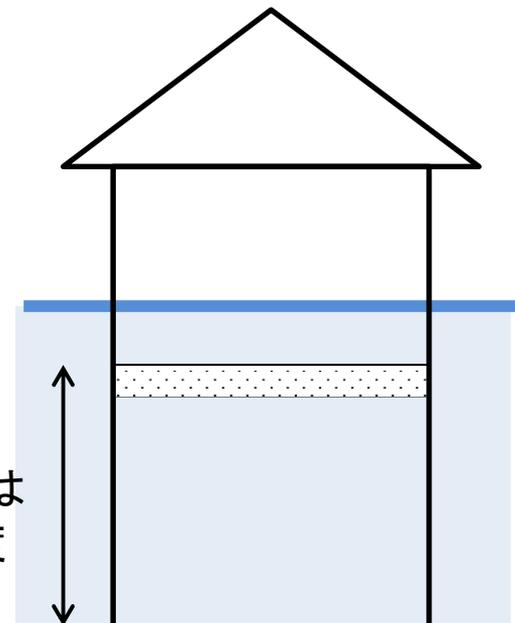
200年確率降雨時に**3m以上浸水**するところに家屋があると



- 平屋は水没する。
- 2階の床面が浸水する
- 木造家屋は浮き上がる可能性がある

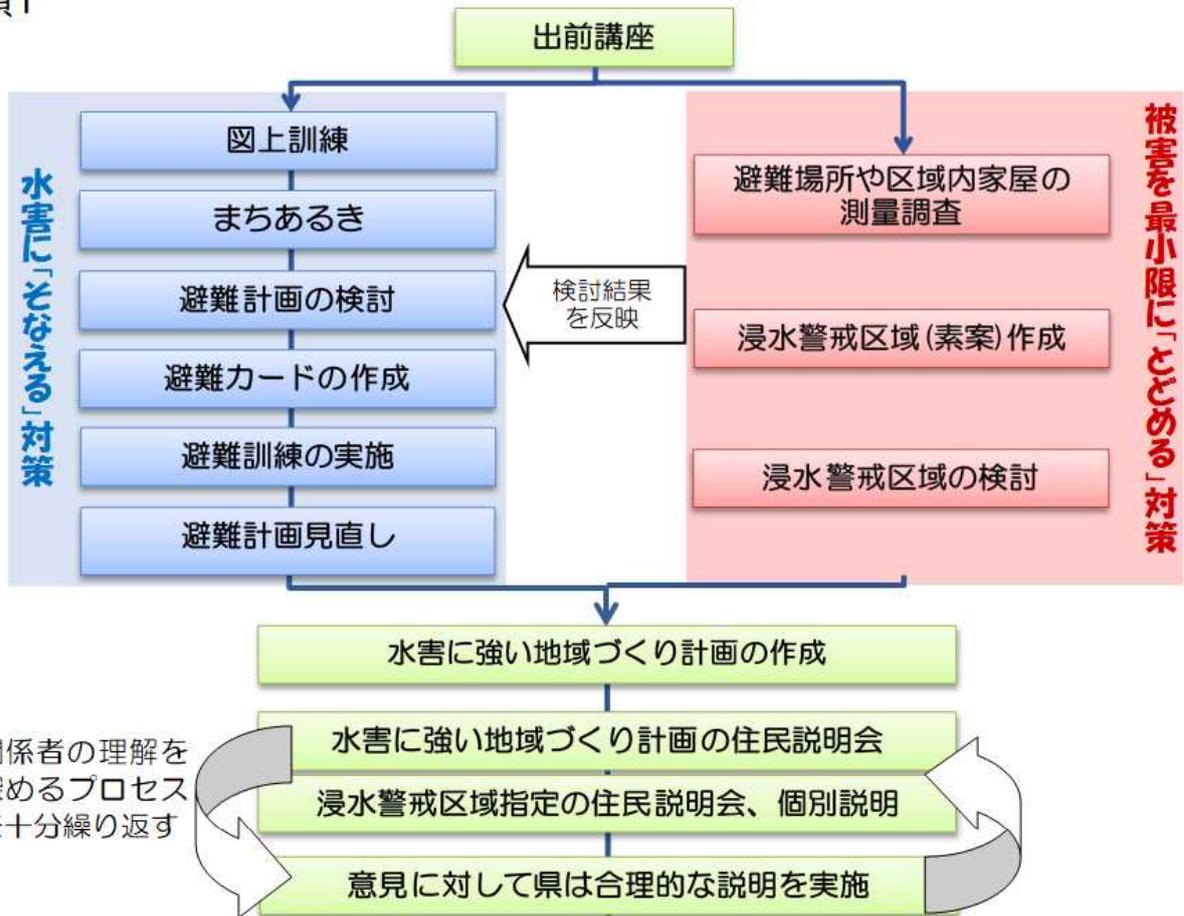
重点的に水害に対する取組みを行う区域
=**重点地区**

通常
2階建ては
3m程度



水害に強い地域づくりの取組フロー

手順1



手順2

条例上の手続きの開始について

市町と調整

県として全体の公益性を総合的に判断

手順3

水害に強い地域づくり協議会での協議

浸水警戒区域(案)の縦覧
利害関係者からの意見提出

市町長への意見照会

滋賀県流域治水推進審議会への意見照会

浸水警戒区域の指定

流域治水条例に係る浸水警戒区域の規定

～滋賀県流域治水の推進に関する条例の抜粋～

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位(前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かななければならない。

6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。

7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。

9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

～浸水警戒区域の範囲の設定方法の考え方～

区域境界線の決定方法

- ◎「段差」(道路、水路、擁壁、ブロック、畦畔等)で境界線を決める。
- ◎上記の方法で決められない場合は、目視、現地測量を行い、用途や地形地物、土地境界等を参考に作成
- ◎住民WGや説明会等での提示を経て、区域(案)を決定。

～浸水警戒区域の範囲の設定方法の具体例～

浸水深図+ライン

地先の安全度マップ(浸水深図)により区域境界線を引く。

・下記凡例によるピンクのラインで
囲われた範囲が、3m以上の浸水
が予測されている区域

凡例	
浸水深1/200(5mメッシュ)	
	0.5m未満
	0.5~1.0m
	1.0~2.0m
	2.0~3.0m
	3.0~4.0m
	4.0~5.0m
	5.0m以上
	浸水警戒区域 (素案: 浸水深3m以上)



現地測量等

現地調査を実施し、区域境界の段差を確認し、区域境界線を決める。

区域境界設定の理由

明確な段差が確認できるため、段差を境界とし、写真の右側の標高が低い方を区域内、左側の高い方を区域外とする。



